

三原村障害者活躍推進計画

機関名	三原村
任命権者	三原村長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
三原村における障害者雇用に関する課題	<p>三原村においては、平成30年6月1日現在の障害者任免状況通報において、法定雇用率が未達成となった為、障害者に限定した募集を行い平成30年9月に1名を採用し、法定雇用率の達成に至っている。</p> <p>計画期間の終期まで法定雇用率の達成が継続できる、受入れ体制の整備等を行う。</p>
目標	
1. 採用に関する目標	<p>職員の採用にあたっては、障害者を差別することなく能力本位の選考を行う。また、障害者雇用の不足数0を維持する。</p> <p>障害者の採用・選考にあたっては、障害特性に配慮した選考を行う。</p>
2. 定着に関する目標	<p>障害のある職員の定着にとって職場の環境整備は重要であり、職場で共に働く一人一人の職員が障害者雇用について理解し、障害のある職員に対して必要な配慮をし、定着を図っていく。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任する。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	<p>身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ○自力で通勤できることといった条件を設定する。 ○介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ○「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ○特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>